

檜山北部3町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 檜山北部3町合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、檜山北部3町合併協議会(以下「協議会」という。)に幹事会を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、檜山北部3町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議し、又は調整をする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、大成町、瀬棚町及び北檜山町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

(幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

檜山北部3町合併協議会幹事会名簿

団 体 名	職 名	備 考
大 成 町	助 役	
	総 務 課 長	
瀬 棚 町	助 役	
	総 務 町 民 課 長	
北 檜 山 町	助 役	
	総 務 課 長	